

平成20年度 東大阪市社会福祉協議会

事業計画及び予算 <目 次>

◎ 事 業 計 画

○ 方針及び重点目標	(1)
社会福祉協議会事業の推進	(2)
1 「市民福祉活動センター」事業の積極的な展開	(2)
・ボランティア活動推進事業	
・ファミリーサポートセンター事業	(4)
2 校区福祉委員会の組織や	
小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実	(4)
3 いきいきネット相談センター（CSW配置事業）事業の展開	…	(5)
4 経営の観点に立った活動・事業理念の確立と組織体制の充実	…	(6)
5 積極的な活動・事業と支える財源基盤の強化	(6)
6 福祉サービス事業の推進	(6)
・高齢者サービスセンター	(8)
・老人センター事業	
(高齢者サービスセンター)	(11)
(五条老人センター)	(13)
(高井田老人センター)	
・デイサービス事業	
(高齢者デイサービスセンター、楠根デイサービスセンター)	(15)
・シルバーハウ징事業	(17)
・ホームヘルプ事業	(17)
・居宅介護支援事業	(18)
・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	(19)
・基幹型地域包括支援センター事業	(19)
・玉串保育園	(21)

◎ 予 算

1. 予 算 書	(23)
2. 資金収支計算書 科目別予算一覧表	(32)

平成20年度 東大阪市社会福祉協議会 事業計画

東大阪市社会福祉協議会（以下、社協）は発足して、40年が経過した。

社協は「地域福祉を推進する団体」として、社会福祉法に規定された公共性・公益性の高い組織として、地域社会の状況や福祉ニーズの変化に対応し、社会福祉制度の改革を見据え、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を推進していくため、地域住民や社会福祉を目的とする事業者、活動者の取りまとめ役としての役割が期待されている。そのためこれまでも、中・長期的な展望に立った事業の指針となる計画として、平成16年に「市民福祉活動計画プラン2008」を策定し、地域福祉に関する活動・事業に取り組む多様な住民、民間団体などが共通の目標をもち、役割分担・連携して活動・事業を進めていく方向を定め、地域福祉活動の“プラットホーム”としての役割を果たすとともに、社協もそれに沿って事業活動を展開してきたところである。

本年度は「市民福祉活動計画プラン2008」の最終年にあたるため、これまでの活動・事業の成果や課題を点検・整理するとともに、市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるように支援し、助け合い支えあう地域福祉を推進していくため、東大阪市が策定する新しい「地域福祉計画」とも連動した、21年度以降の将来を見据えた新活動計画を策定する。

また現在、校区福委員会を中心に取り組んでいる「小地域ネットワーク活動」やボランティア・市民福祉活動の推進と、判断能力が不十分な高齢者や障害者に対して福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業などは、社協ならではの事業として今後も拡充していくとともに、地域包括支援センター事業やコミュニティーソーシャルワーカー配置事業では、社協がそれらの基幹的役割を担うべく、先頭に立って地域の福祉施設や関係機関、市民福祉活動団体などとの連携やネットワーク化をさらに推進していく。

更に大規模災害時の要援護者支援活動や福祉避難所の設置促進については、関係機関はもとより、校区福委員会、民生委員児童委員協議会連合会、福祉施設団体連絡会などとの協働活動として、社協がキーマンとなって取り組みを強化していく。

平成20年度の事業については、次の項目を重点目標として推進していく。

1) 平成18年度から指定管理者制度が導入され、社協では3カ所の老人センター及び2カ所のデイサービスセンターの指定管理者として、3年間の指定最終年を迎える。

この5つの施設について、引き続き指定管理者となるために、地域の拠点施設としての役割を果たすとともに、サービスの質を今まで以上に高め、さらに利用者の増加を図っていく。

2) 介護保険法の改正により地域包括支援センターが設置され、社協は基幹型地域包括支援センター「角田」「荒川」の2事業所で事業実施している。また、他の地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが行う「地域ケア会議」等の統括的な役割を担うため、基幹型として位置づけられており、今年度も東大阪市における介護予防事業、総合相談などの地域包括ケアの実現を目指す。

一昨年、介護保険の大幅な見直しに加えて、障害者自立支援法が施行され、障害者（児）の福祉サービスの枠組みが大きく変わった中で、社協が果たさなければならない、公共的・公益的な役割とともに、一事業者として事業の縮小をも含めて経営の安定化を進めていく。

3) 校区福委員会で行う小地域ネットワーク活動をさらに活性化していくため、個別援助活動においては、自立の助長を念頭におきながら、個々の状態にあった支援を進める。

昨年度より実施している介護予防事業を積極的に展開し、運動実技指導や口腔衛生指導などのメニュー事業を通じて、介護予防を促進するとともに、校区におけるボランティアスクールを開催し、要援護者の自立を支援できる人材の育成を行なえるようコミュニティワーカーとして積極的に援助していく。

また、災害時に対する備えを意識づけた地域福祉活動が日常的に展開されるように災害時要援護者を想定した防災訓練や福祉施設などとの連携も図っていく。

- 4) コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)配置事業においては、新たに2カ所のリージョン区域に増設となり、社協は楠根デイサービスセンターに新たに配置することとなった。また、全リージョンセンターで月1回行っている「福祉の出張相談」を充実していく。
- この事業の利点であるフットワークの良さを生かして、地域包括支援センターや校区福祉委員会等の地域の施設や市民福祉活動団体と連携・ネットワークを築くなどの社協の強みを發揮してこの事業の取りまとめを行うとともに、研修会や勉強会を開催し、地域の福祉力を高めることに努め、セーフティーネットの構築を図っていく。
- 5) 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行っている日常生活自立支援事業では、増加する利用者に効率的に対応するため、平成19年度より2カ所の拠点を在宅介護推進西センターに1カ所にまとめ「日常生活自立支援センター」として新たな体制でスタートした。本年度も利用希望者の待機期間を短縮し対応していくとともに、利用者のニーズを把握し、きめ細かな生活支援に努める。
- 6) ボランティア活動や小地域ネットワーク活動、民生委員による高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の福祉票の作成など、災害時をも意識した日常活動を推進するために、災害時のボランティア活動や災害時要援護者の支援活動が効率的に機能するように関係者との調整を行うとともに訓練・研修を進めていく。
- 7) 「福祉と人権推進委員会」を中心に「社会的な援護を要する人々の問題」や「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題」に対する取り組みについて、大阪府社会福祉協議会及び関係機関との協力により、検討を重ね推進していく。

社会福祉協議会事業の推進

市民福祉活動計画『プラン2008』は、東大阪市で地域福祉に関する活動・事業に取り組む多様な住民・民間団体等が共通の目標をもって、役割分担・連携して活動を進めていくための方向性を定めるとともに、取りまとめ役としての社協の機能をさらに高めていくための活動・事業の推進方策を定めたものである。

本年度、社協として市民福祉活動計画『プラン2008』により重点的に取り組む事業については、以下のとおりである。

重点的に取り組む事業

1. 「市民福祉活動センター」事業の積極的な展開

- ①「市民福祉活動センター」事業を推進する上で欠かせない、校区福祉委員会や福祉団体、ボランティア活動、ファミリー・サポート・センターなどの市民福祉活動実践者と福祉・まちづくり関係のNPOや企業との協働に対する支援の促進。
- ②「（仮称）東大阪市市民活動センター」の設置を実現するため、今年度も市民の参画と協働のまちづくりを推進する事業の企画・運営を図る。
また、実現のために必要な“市民の声”を高めるために、東大阪市まちづくり支援課との連携を密にし、社協参画の団体はもとより、東大阪市内のNPOや市民活動実践団体との意見交換の場を持ち、拠点の必要性を広くPRしていく。
- ③NPOに対する支援や企業の社会貢献活動などの連携・協働。
- ④市民福祉活動への支援及び市民福祉活動と公的サービス等の積極的な連携及び公民協働の地域福祉の推進。

⑤寄付や資源の提供のため、共同募金、賛助会費、ボランティア基金、善意銀行預託金等の有効な活用方策の検討。

⑥災害時支援活動体制を構築するための研修会・防災訓練等の実施

ボランティア活動推進事業

1) ボランティア養成事業の実施

- ①夏期ボランティア体験
- ②施設ボランティアコーディネーター・ボランティアリーダー研修会
- ③災害時対応ボランティア体験研修会
- ④手話教室
- ⑤シニアボランティア講座
- ⑥入門ボランティアスクール
- ⑦障害者の外出介助ボランティア養成講座
- ⑧日赤家庭看護法講習会
- ⑨点訳教室
- ⑩要約筆記講座
- ⑪傾聴ボランティア講座

2) ボランティア・NPO活動への相談援助の充実

- ①機材の貸し出し、会場の提供
- ②情報の収集と提供（ボランティアサロン（あいあいサロン）の開催）
- ③ボランティア活動に対する助成制度の情報提供、相談援助
- ④コミュニティーソーシャルワーカーとの連携

3) 東大阪市ボランティア基金の拡充

- ①ダイレクトメールによる啓発
- ②チャリティーコンサートの実施

4) ボランティア活動拠点整備の推進

- ①シルバーボランティアセンターとの連携

5) 福祉教育の推進支援

- ①学校と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援

6) 広報・啓発の充実

- ①社協機関紙等を活用した啓発
- ②ホームページの充実
- ③広報誌づくり研修会の開催

7) 勤労者・OBのボランティア活動推進

- ①ボランティア体験プログラムの実施
- ②企業の社会貢献活動との連携・協働

8) 小地域ネットワーク事業との連携

- ①小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催

9) 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施

- ①ボランティア研究集会の開催
- ②その他ボランティア連絡会事業への協力
- ③「東大阪市ボランティア情報」の発行

ファミリーサポートセンター事業

6年目を迎え、会員養成講座の見直しと開催方法を変更し、登録会員数の拡充に力を注ぐと共に、関係各機関（保育施設・学校関係・子育て行政機関等）とより一層の協力体制の構築を目指す。

また、利用促進、情報交換を推し進めるために、出張登録会や事業説明会などを行っていく。

定期的に発行する機関紙において広報啓発していく中で、利用者の情報交換の媒体としての活用を進める。

子育て講座・交流会は会員のみならず、一般市民に向けての子育て支援内容を目的とした講演会（専門分野の講師を招いて）企画の充実を図る。

開 催 月	事 業 内 容
4月	会 員 養 成 講 座
5月	子 育 て 講 座
6月	会員養成講座、子育て講座
7月	子育て講座、通信誌発行
8月	会 員 養 成 講 座
9月	子 育 て 講 座
10月	会 員 養 成 講 座
11月	子育て講座、通信誌発行
12月	会 員 交 流 会
1月	会 員 養 成 講 座
2月	子 育 て 講 座
3月	会員養成講座、通信誌発行

2. 校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実

①校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援

- ・住民の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
- ・福祉委員による情報提供や住民の身近な相談窓口としての体制づくり
- ・校区福祉委員会の活動拠点における事務局機能の整備
- ・タウンミーティング（地域懇談会）の実施による校区福祉委員会活動の活性化
- ・介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
- ・要援護者の自立を支援し地域福祉活動の人材となるボランティアスクールの開催
- ・要援護者の福祉救援の取り組みとしての防災訓練活動の実施

②小地域ネットワーク活動の個別援助活動の充実

- ・個人情報の把握とプライバシー保護の徹底

③子育て支援や障害者支援の取り組みに関する活動の推進

- ・活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催

④校区福祉委員会活動の計画的な推進のため、校区ごとのプランづくりの推進

- ・モデル校区によるプランづくりと実践

⑤小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援

- ・校区活動のまとめと各校区における事業活動の課題分析

⑥「地域福祉推進会議」の取り組みに向けた調整

- ・コミュニティーソーシャルワーカーとの連携・支援

⑦自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保

- ・校区活動における住民への啓発と参加協力への要請

3. いきいきネット相談センター（CSW配置事業）事業の展開

平成17年度、8箇所の配置から始まり、今年度は未設置であったAとEの2箇所のリージョン区域に増設となった。特に社協としては、Eの地域で、市から指定管理者として事業運営をしている「楠根デイサービスセンター」に設置されることになり、社協のCSWは、高齢者サービスセンター、五条及び高井田の各老人センターに配置しているCSWと合わせて4名になる。

市内26中学校区のうち、13中学校区への配置で、担当中学校区プラス隣接等の1箇所の中学校区を13名のCSWが受け持つことになるが、地域福祉の担い手として、また、この事業のまとめ役として、社協のCSWは地域包括支援センターや校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会等の関係機関や他市町村CSW配置施設との連絡調整を迅速に行い、連携強化を図っていく。

また、平成19年10月から全リージョンセンターで始めたCSWによる「福祉の出張相談」については、月1回、CSWが出向き、より身近な生活圏域の相談相手として、相談ごとへの支援体制の充実を図っていく。さらに、CSWの連携強化やスキルアップを図るために、研修や勉強会を推進し、この事業のスーパーバイザーと共に地域の福祉力を高めることに努めると共に、セーフティネットの構築を図っていく。

いきいきネット相談支援センターにおけるCSWの主な役割については下記のとおりである。

- ①援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ②地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ③小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ④福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ⑤福祉サービス等の情報提供

1) 担当中学校区における年間活動内容

- ・福祉に関する相談業務の充実
- ・リージョンセンターにおける「福祉の出張相談コーナー」の充実
- ・校区福祉委員や民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者との連携の推進
- ・各関係機関との連携の推進
- ・研修会等の開催
- ・高齢者地域ケア会議等、福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
- ・老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
- ・社会資源の調査
- ・隣接中学校区等へのアウトリーチと相談援助
- ・社協内CSW担当者会議の開催

2) CSW配置施設取りまとめ業務における年間活動内容

- ・東大阪市CSW連絡会議の開催
- ・CSW研修会の企画、立案、実施
- ・「地域福祉研修会」等の研修会、学習会の開催
- ・CSW事業活動計画書、活動報告書作成の総括
- ・市内CSW配置施設への支援
- ・CSWを配置している中学校区内や隣接中学校区担当として、校区福祉委員や民生委員児童委員への「つなぎ」の支援
- ・各リージョンセンターでの「福祉の出張相談コーナー」体制等の連絡調整
- ・各公民分館における「出張相談」開設の検討
- ・福祉に関する研修会案内や情報等の提供
- ・校区福祉委員会「タウンミーティング」への参加
- ・小地域ネットワーク活動との連携
- ・公的機関及び地域包括支援センター、地域生活支援センター、子育て支援センター等関係機関との連絡調整、連携の推進の支援
- ・事業の広報啓発（機関紙「社協ひがしおおさか」への記事掲載など）
- ・府下市町村CSW配置施設及び関係機関との情報交換、交流
- ・本市地域福祉計画の推進を図るための協力と連携
- ・スーパーバイザーとの連絡調整

4. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- ①事業推進の理念の明確化
- ②社協会員（組織構成会員）制度の推進
 - ・分野（領域）ごとの集まり、会合の実施
- ③理事会機能の充実
- ④事務局組織の再構築
- ⑤事務局職員の専門性の向上
 - ・資格取得のための補助の継続実施

5. 積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

- ①社協会員（賛助会員）制度の推進
 - ・ケーブルTVの活用
 - ・インターネットホームページの活用（定期的な情報更新）
- ②自主財源確保の推進
 - ・新しい自主財源の検討
 - ・受託事業等受託費からの総務経費の按分拠出についての検討
 - ・地域福祉活動、介護保険事業における採算性等についての検討
 - ・指定管理者制度導入に向けた採算性の検討
 - ・社協機関紙への広告募集の推進
 - ・自動販売機設置の拡大
 - ・講座受講料等の適正な受益者負担の検討
- ③税金対策
 - ・課税事業者としての消費税支払い対策の検討

6. 福祉サービス事業の推進

- ①社協の福祉サービス提供事業において、市民福祉活動や日常生活自立支援事業など他の活動
 - ・事業と連携したコミュニティーアークの視点に立った事業展開
- ②介護保険事業、障害者自立支援事業の当面の継続実施及び民間事業者への段階的な移行
- ③指定管理制度によるデイサービス事業運営の実施
- ④福祉サービス提供事業者としての経営責任の明確化及び個人情報の保護などのリスクマネジメント（危機管理）の取り組みの推進。
- ⑤福祉サービスの質の向上及び当面全市的な基準となるサービス提供の推進
- ⑥福祉サービスの質の向上のための研修等による職員の資質の向上
- ⑦福祉サービスを提供する事業と市社協が実施する他の事業との連携及び自立支援の促進する観点でのサービスの確立

- ⑧介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援、及び虚弱な高齢者などの支援するしくみをつくる役割の実施。
- ⑨社協が運営する老人センターにおける高齢者への情報や知識の提供及び地域で主体的に活動する力を高める事業の充実
- ⑩シルバー・ボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
- ⑪社協が運営する玉串保育園の待機児童の解消及び保育サービスの充実
- ⑫玉串保育園の地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

東大阪市立高齢者サービスセンター事業

東大阪市立高齢者サービスセンターは、市内高齢者福祉の基幹施設として設置されて14年となる。

総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、調査・研究など特A型老人福祉センター事業をはじめ、高齢者や障害者、子育て中の親などへの相談援助等を通じ課題解決の支援を行う「いきいきネット相談支援センター事業」の展開を図る。

特に、公の施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」が導入され、3年目を迎える本年は、これまでの実績が評価されるとともに、新たな指定管理者を選考する公募等により他の民間事業者と競合することになり、今後も引き続き社協が指定管理者となる為には、より以上の事業効果を発揮しなければならず、経営の観点に立った効率的な活動・事業の継続と組織体制の充実を図ることが求められる。

また、介護保険法における「訪問介護事業」「介護予防訪問介護事業」、障害者自立支援法による障害者福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」を継続して実施していく。

居宅介護支援事業所は2つの事業所で実施してきたが、平成20年度で「東大阪市社会福祉協議会ケアプランセンター」を早い段階で廃止し、「東大阪市社会福祉協議会西ケアプランセンター」の1力所で居宅介護支援事業を実施していく。

昨年度から実施された高齢者等の介護予防の包括的支援を行う「地域包括支援センター事業」は、引き続き、市より2力所「角田」「荒川」を受託し、基幹型として他の地域包括支援センターを取りまとめていく。

判断能力が不十分な方に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する日常生活自立支援事業は、「日常生活自立支援センター」として利用希望者の待機期間を短縮し、対応していくとともに利用者の地域での生活の支援に努める。

C SW配置事業については、新たに楠根デイサービスセンターへの設置が加わり、社協内配置施設が4力所となる。市内の全配置施設が11力所から13力所となり、地域の中にあって制度の狭間で生活困難に陥っている要援護者の問題解決に向けて、より一層、関係機関や小地域ネットワーク事業、地域包括支援センターとの連携や調整を図っていく。

また、地域住民との交流を積極的に行い地域福祉の拠点化をめざし、より一層の基幹的な役割を担う在宅福祉の推進を図っていく。

老人センター事業

1. 高齢者サービスセンター

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室（クラブ活動）を実施すると共に、誰でも気軽に参加できる教養講座やレクリエーション事業を実施し、利用者から喜ばれるサービスの提供や相談窓口の充実といこいの場づくりに努める。また、老人大学修了者など、シルバーボランティアの人材発掘やきっかけづくりを行い、地域福祉活動を推進する。

1) 生涯教育事業

・老人大学講座

生涯教育の一環として、高齢者の生きがいと人の輪づくりを中心に健康でより豊かな生活を送っていただけけるよう「楽しく集い・学び・語らい・行動する。」という場を提供することを目的に開催する。

① 一般教養講座

② 専門コース

1. 楽しく郷土の歴史を学ぶコース
2. 楽しく社会福祉を学ぶコース

・高齢者生きがい教室

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日				
	週	曜日	時間		週	曜日	時間		
趣味の教室	詩吟	第1・3	火	13:30~15:30	自由クラブ	謡曲	第1・3	火	10:00~12:00
	華道	第1・3	月	13:30~15:30		カラオケ	第1・3 (1部) (2部) (3部)	水 木 月	13:00~16:00
	書道	(1部) 第2・4 (2部)	火	10:00~12:00 13:30~15:30		テンコク	第2・4	水	13:30~15:30
	美術	第1・3	水	13:30~15:30		卓球	第2・4 (1部) (2部)	土 木	10:00~12:00 13:30~15:30
	茶道	第2・4	水	13:30~15:30		ダンス	毎週	月 水	10:00~12:00 10:00~12:00
	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30		カラオケ	第2.4.5	月	13:00~16:00
	陶芸	(1部) 第1・3 (2部)	木	10:00~12:00 13:30~15:30		一般開放	毎週	金 土	10:00~12:00 13:00~16:00
	民謡	第1・3	金	13:30~15:30		卓球	第2・4	月	13:00~15:00
	民謡踊り	第1・3	金	13:30~15:30		毎週	金 土	10:00~12:00 13:00~16:00	
	はり絵	第2・4	金	13:30~15:30					
	社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30					

2) 教養講座、レクリエーション事業、三老人センター交流会

・季節ごとに様々な行事・教室の開催

料理教室、世代間交流会、囲碁・将棋交流大会、映画鑑賞会、ふれあいバスツアー、他
・三老人センター交流会（陶芸教室・健康促進事業等）、及び連絡会議の開催

3) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材養成推進事業）

シルバーボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。

①介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援

「みんなの体操広場」の実施

地域活動に向けた学習会の実施

②ボランティアグループによる教室の開催

料理教室、手芸教室、教養講座におけるボランティア講師

③介護予防活動ボランティア養成講座等の実施

④シルバーボランティア祭り（仮称）の開催

地域とシルバーボランティアの交流を目的に、事業紹介・報告を兼ねた発表会の実施

⑤情報提供、啓発

4) いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業・盾津、池島中学校区担当）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

5) 広報・啓発事業

高齢者に関する各種の情報を収集し、パンフレット等の掲出配布を行う。

また、高齢者サービスセンターの月刊行事予定を掲載した「高齢者サービスセンターだより」を発行し、センター事業への参加を呼びかける。

6) 地域交流事業

クラブ活動発表やこどもあそび交流、福祉なんでも相談など施設を開放した「弥生祭」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。

7) 高齢者介護予防事業

地域包括支援センターや市民福祉活動センター、老人センター等社協内での連携を強化し、介護予防の啓発・普及に継続して取り組む。

理学療法士・作業療法士による高齢者の健康づくりを中心に日常生活における介護予防等の相談、指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。

また、デイサービス利用者へのリハビリ指導やヘルパー・ケアマネージャーへの助言指導、及び家族への介助指導や訓練指導を行う。

①介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（スキルアップ研修等の実施）

②「体操教室」「料理教室」等、虚弱高齢者向けの介護予防サービスの実施

③「健康（医学）講座」、「介護予防講座」等、一般高齢者向けの教養講座の実施

④「みんなの体操ひろば」の実施による介護予防の推進

8) 健康生活維持並びに向上のためのサービス事業

・心身のリフレッシュのための健康入浴

毎週、月・水・金曜日 午後1時～3時 一般開放

・車いす貸し出し事業

・いきいき健康相談

第3水曜 午後1時30分～3時（受付は2時30分まで）

9) その他

・実習生や職場体験学習の受け入れ

2. 五条老人センター

高齢者が気軽に参加でき、楽しく集えるような各種教室や生きがいづくり事業等を展開すると共に、介護予防となるような健康づくり体操や「みんなの体操ひろば」を推進していく。また、地域に根ざした老人センターとして、地域の高齢者が、健康で安心した生活を送ることができるように、地域交流事業として医、食、住等をテーマとした「五条の里講座」を開催していく。そして、団塊世代の第二のライフステージとして、高齢者のボランティア活動の推進を図るために、シルバーボランティアセンターとしての機能の充実を図り、指定管理者施設として、利用者からの相談や苦情等に対して迅速に対応し、より一層、高齢者の福祉向上に努めていく。

1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業の実施をしていく。

2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人ととの交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日		
	週	曜日	時間		週	曜日	時間
華道	第1・3	月	13:00~15:00	フラダンス	第2・4	水	12:45~16:30
俳句	第2	月	13:00~15:30	ダンス	第1・3	木	12:00~14:30
詩吟	第1・3	火	14:00~16:00	歌体操	第2・4	木	10:00~11:30
水墨画	第2・4	火	10:00~12:00	手芸	第2・4	木	13:00~15:00
書道	第2・4	火	13:00~15:00	民謡踊り	第1・3	金	12:00~14:00
かわ1部	第1・3	水	12:00~14:00	新舞踊	第1・3	金	14:00~16:00
かわ2部	第1・3	水	14:00~16:00	民謡	第2・4	金	13:30~15:30
絵手紙	第2・4	水	10:00~11:30	フリーアレゾメト	第4	金	13:30~15:00
茶道	第2・4	水	13:00~15:00				

3) 地域交流事業

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「五条の里講座」の開催
- ③地元の小、中学校と連携した世代間交流事業の実施
- ④利用者による手芸や絵手紙等の作品展示コーナーの設置

4) 各種相談事業

- ・日常生活の心配事や健康、就労に関すること等の相談事業の実施

5) 介護予防、健康づくり推進事業

- ①入浴事業 毎週 月・水・金曜日 午後 1時～ 3時 ※終期間(12月～3月)午後2時～4時
- ②「みんなの体操ひろば」の実施 毎週 第3曜日 午前10時～11時
- ③健康のつどい、健康体操の実施
- ④初心者卓球教室の実施
- ⑤「そよかぜの会」による健康推進事業（東保健センターとの共催事業）の実施

6) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材養成推進事業）

- 高齢者のボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。
- ①ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）
 - ②ボランティアによる庭園清掃の実施（セカーリング有志）
 - ③「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の介護予防や健康づくり体操の普及活動（ボランティアグループ「こだま」）

- ④市民福祉活動センターとの連携
- ⑤高齢者ボランティア養成講座の開催
- ⑥介護予防活動ボランティア養成講座の実施
- ⑦ボランティア活動の相談援助
- ⑧会場の提供、情報提供、広報啓発

- 7) いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業：繩手北、枚岡中学校区担当）
 - ・CSWが地域で援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）
- 8) 社協内老人センター連携による交流会（陶芸教室・健康促進事業等）及び連絡会議の開催
- 9) その他
 - ・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	地域交流事業	健康づくり推進事業
4		名画鑑賞会	五条の里講座	
5				健康のつどい
6	手作り作品教室	パンパ大会		
7	パソコン教室		五条の里講座	
8		盆踊り大会 名画鑑賞会		
9	版画教室	敬老大会		
10		囲碁・将棋交流大会	五条の里講座 世代間交流事業	
11	版画教室		クラブ活動発表会	
12	パソコン教室	名画鑑賞会		
1			五条の里講座	
2	高齢者ボランティア教室			健康のつどい
3	折り紙教室			

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

3. 高井田老人センター

近年の高齢化に伴い利用者は増加している。そして、ニーズは多様化してきている。これらのニーズに対応していくために、利用者が楽しく健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、各種教室および自主事業の一層の充実を推進していく。

そして、シルバーボランティアセンター機能の拡充を図り、高齢者の地域に根ざした社会参加を支援するためにボランティア活動への参加を促進し、さらに関係機関との連携を深め、地域福祉活動推進の拠点をめざし高齢者福祉の向上に努めていく。

1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人ととの交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日			
	週	曜日	時 間		週	曜日	時 間	
俳 句	第2	月	13:00~16:00	歌 体 操	第2・4	月	10:00~11:30	
詩 吟	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	水	10:00~11:30	
日 本 画	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	金	10:00~11:30	
華 道	第2・4	火	13:30~15:00	書 道	実用	第2	木	13:00~15:00
謡 曲	第2・4	火	12:00~16:00		かな	第4	木	13:00~15:00
写 真	第1	水	13:30~15:00	手 芸	第2・4	木	13:00~15:00	
絵 手 紙	第2・4	水	13:30~15:00	新 舞 踊	第1・3	金	13:00~15:00	
茶 道	第2・4	水	13:00~15:00	ブリザーブド フラワー	第2	金	13:00~15:00	
ダンス	第1・3	木	13:00~16:00	民 謡	第2・4	金	13:00~15:00	
カラオケ	第1・3	土	13:00~16:00	大 正 琴	第2・4	土	13:00~15:00	

3) 地域交流事業

- ・高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会など施設を開放し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。
- ・お茶や囲碁を通じて、地元の小・中学校との世代間交流事業の実施
- ・地元老人会への施設開放として老人会など地域との交流を図る。

4) 相談事業

- ・健康相談等

心身の悩みや心配事などを中心に専門的な知識・経験を有する相談員による総合的な相談事業を行う。

5) 介護予防、健康づくり推進事業

- ・介護予防事業

要介護状態になることを防止する。また程度が進まないように介護予防体操と知識の普及などに努める。

「みんなの体操ひろば」の実施 毎月第3水曜日 午後1時30分～3時

- ・健康体操

講師の指導による健康の維持・機能の衰えを防ぎ、また気分のリフレッシュのために取り組む。

- ・趣味の充実のための取り組み
卓球、ラージボール、パンパー、囲碁・将棋、その他、時代のニーズにあった趣味を通じて交流を図り心身の健康の増進に努める。
- ・介護予防活動ボランティア養成講座
- ・健康のつどい

6) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材養成推進事業）

高齢者のボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

- ・「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操などの普及活動の実施
ボランティアグループ「サボテン」
- ・介護予防活動ボランティア養成講座の実施
- ・ボランティア講師による各種同好会の実施
手作り作品教室、編み物同好会、折紙同好会、ポリマークレイ同好会
書道ボランティアグループ
- ・市民福祉活動センターと地域包括支援センターとの連携
- ・ボランティア活動の相談援助
- ・情報提供、啓発

7) いきいきネット相談支援センター事業

（東大阪市CSW配置事業・新喜多、長栄中学校区担当）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

8) 社協内老人センター連携による交流会（陶芸教室・健康促進事業等）及び連絡会議の開催

9) その他

- ・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	健康づくり推進事業
4			※バランス健康体操(毎月2回)
5	折り紙教室		健 康 の つ ど い
6		パンパー大会	
7	パソコン教室		
8		ビデオ上映会	
9		敬老大会	
10		卓球・ラージボール大会	
11	パソコン教室	囲碁・将棋大会	
12			
1			健 康 の つ ど い
2		クラブ活動発表会	
3	高齢者ボランティア教室		

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

【ディサービス事業】

指定管理者施設の選考年に当たる本年は、市から再指定を受けることができるよう、今までの実績の維持と向上をめざし、法令遵守のもとに通所介護事業等の拡充を図っていく。

そのためには、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえ、利用者を中心とした各サービスの充実と在宅生活継続のための支援の強化を図り、介護予防サービス事業についても引き続き取り組む。

楠根ディサービスセンターについては、本年度、新たにCSWが配置され、「いきいきネット相談支援センター」を設置することになるので、社協内の既配置施設や他の配置施設と連携し、要援護者からの相談業務の充実を拡充していく。

事業内容については下記のとおりである。

1. 効果的、効率的な施設運営を行う。利用定員等については下記のとおり

- ①利用定員・・・・・・20名
- ②利用日・・・・・・・月曜日から土曜日（年末年始（12/31～1/3）は除く）の開所
- ③利用時間枠・・・・4時間～8時間
- ④介護予防サービス事業の選択的メニュー「運動器の機能向上」の実施

2. 満足度の向上や関係の強化を目指す。

- ①利用者の声、ニーズを反映させた行事、充実したレクリエーション等の実施を行う。
- ②家族との連携を密にしていく。
 - ・連絡帳により、日々変化するお客様の体調を把握し、体調にあったサービスの提供に努める。
- ③「緊急対応処置」救急病院及びかかりつけ医院等と連絡を行い、迅速な対応を取れるよう連携を行う。又、「主な感染症予防対処マニュアル」の内容を習熟し、即時適切に対応を行う。

3. スタッフの育成・組織の活性化に取り組む。

- ①行事、レクリエーションの充実に向けて情報収集を強化していく。
- ②スタッフの資質向上のために、積極的な外部（施設視察等）研修の受講。

4. 関係機関との連携の強化

- ①事業の推進にあたって、本市介護保険担当部署、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター等との連携を密にしていく。
- ②居宅介護支援事業所へ毎月の利用状況を知らせPRに努めていく。
- ③地元及び周辺の自治会との交流会や見学会等を行いPRに努めていく。

1. 高齢者サービスセンター・ディサービス

1) 事業

①基本事業の充実

- ・レクリエーションの充実を図るために計画立案会議を定期的に開催する。
- ・「運動器機能向上サービス」の実施と、利用者の希望に応じ個別性を尊重した、日常動作訓練の取り組みを行う。
- ・スタッフを中心に理学療法士・作業療法士を活用し、利用者への機能訓練時間の充実努め、運動器機能向上を図るために、音楽体操や個別体操の指導を行う。
- ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上に努める。

②苦情解決システムの推進

- ・利用者からの相談や苦情等に対して迅速に対応するため、苦情解決責任者と苦情受付担当者の連携を密にする。
- ・必要に応じて関係機関との連絡調整及び第三者委員等の助言、指導により解決を図る。
- ・利用者等の意見や苦情をサービスの向上に繋げていく。

2) 複合施設の利点の活用

- ①「弥生祭」等への利用者の参加による交流及び展示作品の創作活動により身体的な機能の維持向上を図る。

3) 行 事

- ①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜祭り ・鯉のぼり制作	7月	七夕祭り	10月	運動会 壁画づくり	1月	福笑ゲーム お茶会
5月	端午の節句	8月	夏祭り 壁画づくり	11月	ゲーム リース作り	2月	節分ゲーム つるしひな
6月	ゲーム うちわ制作	9月	敬老祝賀会 壁画づくり	12月	クリスマス会 門松づくり	3月	ひな祭り 壁画づくり

②その他

- ・手作りによる月別カレンダーの作成等
- ・誕生会（カラオケ、バースデーカード、記念撮影）
- ・行事にあわせた作品作り

4) 研 修

- ①職員の資質向上を図るために、研修会への参加及び民間の事業所との交流を図る。

2. 楠根デイサービスセンター

1) 事 業

①基本事業の充実

- ・利用者によりきめ細やかなサービスを実施する
- ・充実したレクリエーション実施ためにスタッフ担当制により計画し、バリエーションのある内容にする。
- ・日常動作訓練の充実
スタッフ中心に理学療法士・作業療法士を活用し、利用者への機能訓練時間の充実に努め、運動器機能向上を図るために、音楽体操や個別体操の指導を行う。
- ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上。
- ・介護予防サービス事業の取り組み。
- ・利用者の受け入れエリアをより拡大しサービス量の増加をはかる。。

②苦情解決システムの推進

- ・お客様からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。
- ・必要に応じて関係機関との連絡調整及び第三者委員等の助言、指導により解決を図る。
- ・苦情をサービスの向上に結びつける。

2) 行 事

- ①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜 祭り	7月	七夕祭り	10月	運動会	1月	お茶会
5月	端午の節句	8月	夏 祭り	11月	ゲーム	2月	節 分
6月	ゲーム	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	ひな祭り

玉串保育園との施設間交流の促進事業の展開

②その他

- ・手作りによる月別カレンダー作り等
- ・誕生会（バースデーカード、記念撮影）

3) 研修

- ①スタッフの資質向上を図るために、各種研修会への参加を行う。

4) いきいきネット相談支援センター事業

(東大阪市CSW配置事業：楠根、高井田中学校区担当)

CSWが地域で援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

シルバーハウジング事業（稻田鷺島住宅シルバーハウジング事業）

稻田鷺島住宅シルバーハウジング事業は、スタートして8年余りになり入居者の高齢化が進んでいく。加齢による身体機能の低下等によって、介護保険制度を必要とする入居者が増えてきているのが最近の傾向である。この事業の基本項目である生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急対応などを実施するとともに、入居者の日常の健康状態を維持するためにも介護予防の視点に立った援助サービスにも積極的に取組んでいく。

1) 事業内容

- ①入居者世帯の安否確認
- ②月1回の「お茶会」を開催
- ③理学療法士・作業療法士を活用し健康体操等の実施
- ④一時的な家事援助、緊急対応などの生活支援の相談、援助
- ⑤各種生活情報の提供
- ⑥関係機関及び家族との連絡、調整

2) 平成20年度重点活動計画

- ①基本事業を実施するとともに入居者への援助を強化していく
- ②理学療法士・作業療法士を活用し「健康体操」の継続とともに介護予防事業に取組む
- ③保健所、消費生活センターなどを活用しての勉強会の開催
- ④要支援者への援助の取組み
- ⑤ボランティアの活用を図る

3) 援助員としての質の向上を目指す

- ①積極的に他施設の見学の実施
- ②研修会への参加を行う

ホームヘルプ事業

介護保険事業としては、前年度通り「訪問介護事業」と、「介護予防訪問介護事業」のサービス提供を2カ所の事業所で実施していく。

一方、障害者に対するサービスについても、障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）に基づき、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「重度訪問介護」を引き続き実施し、ノーマライゼーションの浸透による地域で共に生きる福祉社会の実現に向け、利用者本位のサービスを基本として事業を推進する。

市関係事業では、介護保険の非該当高齢者に対する経過措置としての「高齢者軽度生活援助等事業」と、難病患者等へのサービスとして「難病者等ホームヘルプ事業」を引き続き実施する。

1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（介護保険法） 障害福祉サービス事業（障害者自立支援法）

- ①様々なケース及びニーズに対応できるような、非常勤ホームヘルパーの人員確保を目指す。
- ②より質の高いサービスを提供できるように、ヘルパー研修の充実を図る。
- ③他事業所と連携を図り、相談援助等を行う。

2) 高齢者軽度生活援助等事業・難病者等ホームヘルプ事業（市事業）

- ①高齢者軽度生活援助等事業については、経過措置後を見通し、介護保険等につないでいく支援・手続き等を行う。
- ②難病等ホームヘルプ事業については、身体の状態等を把握し、相談を経て制度への手続きの援助を行う。

3) 広報・情報提供活動

- ①社協のホームページによる事業紹介の充実を図る。
- ②研修会・交流会等に積極的に参加し、関係機関や他事業所と情報の提供や交換を行う。

4) チーム運営の強化

- ①前年度同様2カ所の事業所ごとにチーム長を置き、業務の統括を行う。
- ②適正なサービス提供責任者の配置を継続し、利用者と非常勤ヘルパーに対して、チームケア方式の更なる充実を図る。

5) 現任訓練、研修会等の実施及び参加

- ①介護技術向上の実習、利用者や介護者の精神面のサポートを行うための相談助言に関する研修を実施する。
- ②事例研修、人権問題、救急救命法、健康管理等に関する研修会を実施するとともに、外部研修会にも積極的に参加する。
- ③専門的・高度な資格取得のための支援をおこなう。

【居宅介護支援事業】

居宅介護支援事業所は、「東大阪市社会福祉協議会ケアプランセンター」「東大阪市社会福祉協議会西ケアプランセンター」の2事業所で実施してきたが、平成20年度で「東大阪市社会福祉協議会ケアプランセンター」を早い段階で廃止し、「東大阪市社会福祉協議会西ケアプランセンター」の1カ所で居宅介護支援事業を実施していく。

事業としては介護保険法にもとづき、要介護者の計画、要介護者からの相談に応じ利用者や家族の意向をもとに居宅サービス計画を作成・管理する。

また、要支援1並びに要支援2の認定を受けた利用者については、地域包括支援センターとの委託契約により介護予防サービス計画の作成・管理を行っていく。

そのため市内の地域包括支援センターをはじめ、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関と連携を密にして、利用者にとって適切なサービスの提供に努めていく。

東大阪市からの要介護認定調査の依頼に対しても協力していく。

また、技術向上・情報収集のため大阪府をはじめとする、ケアマネージャー研修に積極的に参加し知識・技術の研鑽に努める。

日常生活自立支援事業（旧事業名：地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立した生活が送れることを目的とした事業である。

この事業は、福祉サービス利用援助事業として利用者やその家族をはじめ市内の関係機関、団体、施設関係者からの相談に応じる事業であり、平成12年度よりスタートした。

平成18年度より、市内の在宅介護支援センターや包括的支援事業の一環として権利擁護事業の相談窓口が設けられている地域包括支援センター等からの相談依頼件数が増加し、現在、毎月新規の利用相談件数が10件を超えていている。

内容は、在宅の認知症高齢者、経済的虐待の疑いのある高齢者の擁護や、精神障害者の退院から居宅生活への支援のひとつとして日常的な金銭管理サービスの利用希望の相談などがある。

本事業では、昨年度より高齢者サービスセンターおよび在宅介護推進西センターの2カ所にあった拠点を在宅介護推進西センターの1カ所にまとめ「日常生活自立支援センター」として専門員及び生活支援員を増員して利用希望者及び待機者の待機期間を短縮に努めてきた。

今後、認知症高齢者の増加、経済的虐待を受けている高齢者の擁護、また在宅の精神障害者の日常的な金銭管理サービスの活用などサービス利用の増加が見込まれ、ニーズはますます高くなっていくことになる。

本年度も引き続き「日常生活自立支援センター」として利用希望者の待機期間の短縮をめざし、関係機関とも連携し対応していくとともに、利用者の地域での生活の支援に努める。

基幹型 地域包括支援センター事業

平成18年4月、地域包括支援センターが創設され、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳をもって、その人らしい生活を継続することができるようにするため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う役割が課せられた。地域の高齢者ができるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。

地域包括支援センターは次の基本機能を担う。

- ① 介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務。
- ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務。
- ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務。

以上のことを見て社協の地域包括支援センター事業は、2カ所の地域包括支援センター（「基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会角田」「基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会荒川」）においてかかる基本機能を担っていくとともに、市内に住む高齢者の支援に関わるあらゆる機関、事業者、団体及び個人が協力して、高齢者の支援に関わるさまざまな活動を調整、推進する東大阪市高齢者地域ケア会議の運営を行う。

また、地域ケア会議の事務局としての各地域包括支援センターの統括並びに在宅介護支援センターとの連携を図っていく。

事業内容

- 1) 地域包括支援センターの基本業務
 - ① 介護予防ケアマネジメント業務
 - ・介護予防事業に関するケアマネジメント業務
 - ・予防給付に関するケアマネジメント業務

②総合相談支援及び権利擁護業務

- ・地域におけるネットワーク構築業務
- ・実態把握業務
- ・総合相談業務
- ・権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務
- ・支援困難事例等への指導・助言業務
- ・包括的・継続的なケア体制の構築業務
- ・地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

④介護者支援ならびに情報提供、啓発事業

- ・介護予防教室（社協内各老人センター、市民福祉活動センター等との連携を強化）
- ・介護者家族啓発教室の定期的開催業務

2) 地域包括支援センター「基幹型」の業務

①地域包括支援センター連絡調整会議の運営、地域包括支援センター職員研修の実施。

地域包括支援センターから業務実施上の相談に応じ、支援困難ケース等の支援に協力してあたるなどの業務。

②高齢者地域ケア会議（高齢者虐待防止ネットワークを含む）の事務局業務。

③地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの職員の資質向上を図るために定期的に研修を行うとともに、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関する連絡調整会議についてその運営を行う。

3) 東大阪市高齢者地域ケア会議の運営

①地域ケア会議の開催

- ・個別支援策検討会議の開催
- ・地域別会議の開催
- ・企画運営会議の開催
- ・虐待防止専門会議の開催
- ・機関等代表者会議の開催

②地域講演会の開催

③必要に応じ、在宅福祉サービス利用者情報等を地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに提供する。

④市全域の立場から、各種の保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

⑤要援護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、相談者等の居住地を担当区域とする地域包括支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行う。

玉串保育園事業

1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として15%の枠外入所の実施を継続していく。
2. 地域の子育て家庭を対象に、登録制によるグループ活動「ドレミファランド」や自由参加型の「スクスクランド」「ぴよぴよランド」「わくわくランド」などの年齢に応じた子育て支援を展開していく。「わんぱくスクスクネット推進会議」を通じて地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。
また、園庭開放や育児相談の定例化システムを図り、施設機能の充実を促進する。
3. 世代間交流事業では、近隣の軽費老人ホーム「玉美苑」の利用者との定期交流の実施。
3校区におけるネットワーク事業への参加。
楠根ディサービスセンターとの施設間交流の実施。
卒園児との交流事業や中学2年生の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度保育開始 ・入園式（2日） ・誕生会 ・保護者懇談会 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・交通安全指導 ・子育て支援事業 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿保育（5歳児） ・七夕まつり集会 ・誕生会 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・プール開まい ・楽しいタペの集い ・夏季保育期間 ・子育て支援事業
5	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・子どもの日の集い ・親子遠足 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・歯科検診 ・きょうづ出検査 ・クラス懇談会 ・子育て支援事業 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・夏季保育期間 ・子育て支援事業
6	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・個人懇談会（3・4・5歳児） ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・プール開き ・じゃがいも堀り ・なかよし交流会 (玉美苑のみなさんと) ・わんぱくフェスティバル（5歳児） ・子育て支援事業 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・お月見会 ・誕生会 ・運動会予行練習日 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・敬者の日の集い ・なかよし交流会（世代間交流） ・クラス懇談会 ・子育て支援事業

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（1日） ・運動会 ・誕生会 ・秋まつり ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・園外保育（3・4・5歳児） ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・私立保育園合同運動会（5歳児） ・さつまいも掘り ・子育て支援事業 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き ・誕生会 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・サッカー大会（5歳児） ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・子育て支援事業
11	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・作品展 ・体育参観 ・園外保育（3・4・5歳児） ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練（消防署来園） ・防犯訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・個人懇談会（0・1・2歳児） ・子育て支援事業 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・誕生会 ・生活発表会 ・お楽しみ会（人形劇公演） ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・学校見学（5歳児） ・卒園進級記念写真撮影 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・クッキング保育 ・子育て支援事業
12	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇鑑賞会 ・もちつき会 ・玉美苑訪問（5歳児） ・往生院資料館見学（5歳児） ・誕生会 ・クリスマス会 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・乾布摩擦、マラソン開始 ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・冬季保育期間 ・子育て支援事業 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ遠足（5歳児） ・ひなまつり会 ・誕生会 ・体育あそび ・つたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・クリスマス会 ・お別れ会（5歳児とのお別れ） ・卒園式 ・春季保育期間 ・子育て支援事業 ・平成20年度保育終了

平成20年度

事業計画及び一般会計予算書

社会福祉
法 人 東大阪市社会福祉協議会